

# 豊島区税会 会報

第25号

平成26年1月



豊島区税会

## 目 次

|                                   |           |       |      |    |
|-----------------------------------|-----------|-------|------|----|
| 新年のご挨拶                            | 豊島間税会     | 会長    | 根本弘三 | 1  |
| 新年のごあいさつ                          | 豊島税務署     | 署長    | 猪狩 稔 | 2  |
| 税を考える週間                           | 豊島間税会     | 副会長   | 藤川盛弘 | 3  |
| 平成25年度納税表彰                        |           |       |      |    |
| 感謝状受彰のお礼                          | 豊島間税会     | 副会長   | 水上春樹 | 4  |
| 御礼                                | 豊島間税会     | 理事    | 菅原 厚 | 5  |
| 日帰りバス研修に参加して                      | 豊島間税会     |       | 山本高志 | 6  |
| 平成25年度「税に関する標語」(小学生)/印紙税非課税範囲拡大案内 |           |       |      | 7  |
| 消費税改正に伴う説明会の開催                    |           |       |      | 8  |
| 中学生「税についての作文」                     |           |       |      |    |
| 豊島税務署長賞 税について                     | 千登世橋中学校3年 | 斎藤紗瑛  |      | 9  |
| 豊島税務署長賞 日本と税金と私たち                 | 西巣鴨中学校3年  | 山内未来  |      | 10 |
| 豊島都税事務所長賞「納税、それはチームメンバーの証」        | 千川中学校3年   | 塚原達哉  |      | 11 |
| 豊島区長賞 税について                       | 千登勢橋中学校3年 | 藤本紗恵子 |      | 12 |
| 豊島区教育長賞「税って何だろう」                  | 巣鴨北中学校3年  | 長島みなみ |      | 13 |
| 豊島酒販連合会長賞「私たちの暮らしと税」              | 駒込中学校1年   | 南桜    |      | 14 |
| 豊島間税会長賞「税金の大切さ」                   | 巣鴨北中学校3年  | 久野愛莉  |      | 15 |
| 税務署だより(確定申告特集他)                   |           |       |      | 16 |
| 間税会とは                             |           |       |      | 19 |
| 豊島間税会名簿・編集後記                      |           |       |      | 20 |
| 豊島酒販連合会・豊島優申会名簿                   |           |       |      | 21 |

# 消費税 活かすみんなの 間税会



## 新年のご挨拶

豊島間税会 会長 根本 弘三

あけましておめでとうございます。会員の皆さまにはお健やかに新年をお迎えになられた事とお喜び申し上げます。

昨年は豊島税務署長を始め署の幹部の方々のご協力、税務協力団体のご理解、当会役員及び会員の皆様方の暖かいご支援により、一年間の各種業務及び活動が順調に実施できましたことを心よりお礼申し上げます。

今年の4月1日には消費税が8%になり、平成27年10月には10%となることが決まっています。間税会は、消費税を始めとした間接税の納税者と当会の活動に賛同する方々の会であり、間接税が如何にあるべきかを考える唯一の税務協力団体です。将来の基幹税となる消費税につきましては、国民の皆様により深く理解していただくために、今後も提言、研究、広報などに努めてまいります。

恒例になりました広報活動の1つとして、11月11日から17日までの「税を考える週間」初日にJR巣鴨駅にて「世界の消費税図柄の入ったクリアファイル」に豊島都税事務所からの景品、パンフレット、ボールペンなどを入れて配布いたしました。豊島税務署長及び署の幹部の方、豊島都税事務所長及び職員の方、豊島納税貯蓄組合連合会の役員の方、豊島法人会の役員の方にご協力をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。



税の標語の募集では、会員のみに留まらず、広くご家族や知人のほか、豊島租税教育推進協議会を通して各学校にも募集を実施致しました結果、たくさんの応募を頂くことができました。ありがとうございました。

今年もより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆さまのご健康とご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、年頭の挨拶とさせていただきます。



## 新年のごあいさつ

豊島税務署 署長 猪狩 稔

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

豊島間税会の会員の皆様方におかれましては、平成 26 年の新春を健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。根本会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年を振り返りますと、「小学生の税の標語」の募集活動及び税を考える週間における巣鴨駅等での「世界の消費税のクリアファイル」の配布などの街頭広報を通じ、消費税に関する税務広報や税知識の普及にご尽力いただいております、改めて敬意を表する次第です。

本年は、消費税改正の年となりますことから、更なる消費税知識の普及や納税道義の高揚のため、なお一層の活発な会活動をよろしくお願い申し上げます。

さて、税務行政におきましては、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」という国税庁の使命を達成するために、納税者の皆様の理解と信頼を得ながら、常に努力していくことが税の執行に携わる国税職員の努めであると考えております。そのため、e-Tax など ICT を活用し、納税者にとって利便性の高い申告・納税手段の充実など、納税者サービスの向上に努めるとともに、納税者の皆様の権利利益の保護を図りつつ、悪質な納税者には厳正な態度で臨むなど、適正な調査・徴収を行うことが重要であると考えます。

特にe-Tax につきましては、皆様からの御意見・御要望を踏まえ、受付時間の延長などの更なる利便性向上に取り組みました。本年も、引き続き、e-Tax の一層の普及及び定着に向けた取組を積極的に進めてまいります。

また、改正消費税法につきましては、消費税の仕組みや消費税法の改正内容を理解して自ら適切な申告・納付が行えますよう、転嫁や価格表示を含む改正内容の広報・周知、相談等への対応を行ってまいります。

これらの取組を円滑に推進するためには税務行政の良き理解者であります貴会の皆様方の御支援が不可欠です。私どもといたしましては、貴会との協調関係・信頼関係を一層深められるよう努力してまいりますので、引き続き会員の皆様の御理解と御協力をいただけますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、本年が豊島間税会にとりまして一層の飛躍の年となりますよう、また、会員の皆様方の益々のご健勝と事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

## 署署長講演会



# 税を考える週間

豊島間税会 副会長 藤川 盛弘

新年明けましておめでとうございます。

平成 25 年 11 月 11 日（月）「税を考える週間」の行事として、間税会恒例の街頭キャンペーンを午前 10 時より JR 巣鴨駅構内および駅周辺道路で実施いたしました。

当日は天候にも恵まれ、豊島税務署長、東京都都税事務所長、豊島税務署副署長及び統括官、豊島納税貯蓄組合会、法人会をはじめ多くの方に参加いただきました。昨年に引き続き税務署のお力によりイータ君も参加したので、お子様連れの方の目を引くことができました。



e-Tax の普及の広報資料などを「世界の消費税図柄が印刷されたクリアファイル」に入れて配布いたしました。皆様のご協力によって予定よりも早く予定部数を配布することができました。ありがとうございます。

4 月からは消費税率が引き上げられます。

当会としても事業計画にある通り、消費税などに関する啓蒙、円滑な税務運営に協力できるよう頑張っていきたいと思っておりますので、皆様よろしく願いいたします。



# 感謝状受彰のお礼

豊島間税会 副会長 水上 春樹

謹んで新春のご祝詞を申し上げますとともに、佳き年を迎え誠に慶賀に存じます。  
昨年の納税表彰式において、心ならずも猪狩署長感謝状を戴き心よりお礼申し上げます。

これも豊島税務署関係署員の皆様、並びに豊島間税会根本会長他関係役員の皆様のご指導、ご支援の賜と感謝申し上げます。

昨年の日本経済は新政権のもとで景気対策を重視、経済戦略として金融政策、積極的な財政、ならびに、その効果を最大化するための成長戦略という「三本の矢」を放ち、徐々にではありますが明るい景況感が感じられるようになりました。しかしながら成長戦略については軌道に乗ったとは言えず、円安によって大きな恩恵を得た大企業と、国内労働力の70%を雇用する中小企業の間には、記録的利益率のギャップが生じており、現状において賃金と小売業の売上にさほど大きな変化が見られないのも当然かもしれません。まさに今年は4月の消費税率の引き上げもあり、成長戦略をより明確にし、軌道に乗せることが出来るかの岐路であり正念場ではないでしょうか。成長戦略については、日がたつにつれて当初の改革案が骨抜きになり、最近の海外の反応は失望一色であります。

昨年後半から、日本の培ってきた世界の信頼を喪失する事件、それは日本を代表する有名ホテル、デパート食材虚偽表示の問題が発覚した問題であります。日本の品質は全ての面で最高で信頼できる、との世界的評価でありましたが、信頼を裏切ったことは大変残念であります。私の考えを申しますと、企業経営に心しなければならぬのは、単に儲けることではなく、正しく利益を出すことだと思っております。

お礼の挨拶にも拘わらず勝手なことを申し上げてしまいました。

微力ながら今後も会の運営に努力する所存であります。

本年も会員各位のご健勝と事業発展を祈念申し上げ、感謝状受彰のお礼のご挨拶とさせていただきます。



# 御 礼

豊島間税会 理事 菅原 厚

このたび思いもよらぬ受章の荣誉、感謝申し上げます。これもひとえに、皆様方のご支援・ご指導の賜物と感謝申し上げる次第です。

現在の消費税率5%が平成26年4月1日より8%に引き上げられることとなり、豊島間税会の役割もより一層大きくなると思われます。

これを良い機会とし、更なる豊島税務連絡協議会・豊島間税会活動に微力ながら尽力してまいる所存でありますので、受章の荣誉、誠にありがとうございました。



平成25年11月12日 平成25年度 豊島税務連絡協議会表彰記念

## 平成 25 年度 納 税 表 彰

平成 25 年 11 月 12 日（火） 平成 25 年度納税表彰式が東京信用金庫 8 階ホールにて挙行政され、当会からは下記の方々が受賞されました。

なお、表彰祝賀会は同東京信用金庫にて盛大に行われました。

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ◎豊島税務署長感謝状   | 水 上 春 樹（副会長） |
| ◎豊島税務連絡協議会表彰 | 菅 原 厚 （理 事）  |
| ◎豊島税務連絡協議会表彰 | 渡 辺 正 博（理 事） |

# 日帰りバス研修に参加して

元 豊島税務署長 山本 高志

「税を考える週間」恒例の「日帰りバス研修」に、昨年に引き続き参加させていただきました。ここ数日不安定なお天気だったのですが、そんな心配を吹き飛ばすような絶好の行楽日和です。乗り込んだサロンバス後部のソファ席付近は、ほぼ昨年同様のお顔ぶれで、和気藹々のうちにバスは走り出しました。

するとさっそく「税金クイズ」が始まります。これさえなければ「日帰りバス研修」は最高に楽しいのと思うのですが、「税を考える週間」の行事ですからそうもいきません。今年は国税からの出題ということでしたが、いつもながらこのクイズ、よく考えられていて結構難しく感じます。それでも、答え合わせの結果、かなり高い正解率の方がいらっしゃるのは、さすが長年、団体の活動をされておられる賜物でしょうか。

道路は順調に走れて、気が付くとそこは河口湖。お花見など自然相手の観光は時期が難しいのですが、湖近くに作られた「もみじの回廊」はピタリ紅葉の真っ盛りで、しばらく散策したり、写真を撮ったり楽しみました。

少し歩き疲れたところでバスに戻り、カラオケ大会が始まって盛り上がっていると、石和温泉「ホテルふじ」に到着しました。大広間でビールを飲んでお酒を飲んで、もう一度カラオケ大会でもできそうな気分になった頃、ここは温泉だったと思い出し、階下の大浴場に出かけます。

大きなホテルでしたから、大勢の宿泊客にも対応できるように、文字通り大浴場があり、その横には広い露天風呂もありました。ほろ酔い気分で入浴し、すっかりくつろいで再びバスに乗ると、次はご当地名物「信玄餅」の工場見学に向かいました。

食の安全がいろいろ言われる時代ですから、いろいろ神経を使ってお仕事をされているのだらうと思いながら、案内の方にくっついて工場内を歩いていくと、清潔で近代的な工場でしたが、お菓子の製造過程は意外に多くの人手で賄われていて、無機質な工場でポコポコとお饅頭ができてくるなんていう光景じゃなくて良かったと、妙な安心をしました。



今年も多くの方々が差し入れて下さったビール、ワイン、日本酒、焼酎のほとんどを飲みつくすバス旅行で、お天気に恵まれ、お仲間にも恵まれて、とても楽しく有意義な一日でした。やっぱり、バス研修はやめられませんね。次回もよろしくお願いします。

| 平成 25 年度「税に関する標語」(小学生) |                 |         |        |
|------------------------|-----------------|---------|--------|
|                        | 作品              | 小学校名    | 氏 名    |
| 最優秀賞                   | 税金は豊かなまちの土台です   | 池袋第二小学校 | 白井 美羽  |
| 優秀賞                    | 税金はくらしを支える大きな力  | 文成小学校   | 田中 愛囲  |
| 優秀賞                    | 税金はみんなの暮らし支えてる  | 文成小学校   | 飛弾 隆輝  |
| 優秀賞                    | 今の税みらいのためのまちづくり | 富士見台小学校 | 高波 豪   |
| 優秀賞                    | 被災地を税で復旧助けてる    | 要小学校    | 吉川 穂海  |
| 優秀賞                    | 税金でまちがきれいになっている | 高南小学校   | 石渡 美有  |
| 佳作                     | 税金は明るい未来をきりひらく  | 文成小学校   | 竹田 武蔵  |
| 佳作                     | 税金は日本の国を支えてる    | 池袋第一小学校 | 原嶋 香菜  |
| 佳作                     | 税金は僕らの未来築いてく    | 目白小学校   | 阿部 晃輔  |
| 佳作                     | 税金は一人一人のつみ重ね    | 南池袋小学校  | 三浦 大介  |
| 佳作                     | 税金はいつものくらしの立役者  | 朋有小学校   | 渡辺 泰帆  |
| 佳作                     | 税金でくらしの安全守られる   | 朝日小学校   | 石沢 里夏  |
| 佳作                     | 豊かにね過ごすためには税必要  | 仰高小学校   | 半田 綾美  |
| 佳作                     | 教科書は税で作られ使ってる   | 駒込小学校   | 根岸 蒼太  |
| 佳作                     | 税金で日本の未来支えよう    | 高松小学校   | 萩原 まひな |

### 「領収証」等に係わる印紙税の非課税範囲が拡大されました

(平成 26 年 4 月 1 日以降作成されるものに適用されます)

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され、平成 26 年 4 月 1 日以降に作成される「金銭又は有価証券の受領書」に係わる印紙税の非課税範囲が拡大されました。

#### 「金銭又は有価証券の受領書」に係わる非課税半紙の拡大

現在、「金銭又は有価証券の受領書」については、記載された受取金額が 3 万円未満のものが非課税とされていますが、平成 26 年 4 月 1 日以降に作成されるものについては、受取金額が 5 万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

#### 「金銭又は有価証券の受領書」とは

「金銭又は有価証券の受領書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。

従って、「領収証」、「領収書」、「受領書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代償」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受領書に該当します。

# 消費税改正に伴う説明会の開催

平成26年4月から消費税率の引き上げが実施されることが決まりました。

それを受け、平成25年11月25日に「消費税などに関する啓蒙活動」の一環として、豊島税務署 法人2部門の渡邊上席をお招きして「消費税改正に伴う説明会」を養老乃瀧・イベントホールにて開催いたしました。

閣議決定からそれほど間を空けないでの開催だったため、レジメなどの資料が間に合うかなど心配もありましたが、お陰様で資料も整い無事開催することができました。

1時間半という短い時間ではありましたが、課税対象、時期、項目、変更基準などの事例を交えながら、わかりやすく説明をしていただきました。

説明会に参加された方からは、「具体例を挙げて説明していただいたので、大変わかりやすく、助かりました」などの感想を頂いて、大好評でした。

平成27年10月には消費税が10%となり、いよいよ国の基幹税となる見込みです。間税会では次回の消費税改正のときも今回と同じような説明会を実施したいと考えています。





千登世橋中学校3年 齋藤 紗瑛

まず、私は何故税金が必要なのかを調べてみました。国税庁のホームページを見ると、税金は社会を支える会費のようなもの、とありました。一つは私達の安全を守る警察・消防や道路・水道の整備などの「私達のために役立つ活動」を担うもの。もう一つは教育・医療などの「社会の助け合いのための活動」に使われています。勿論その元になる税金が必要です。主に所得税と消費税です。所得税は働いている人が所得に応じて支払っているもの。消費税は中学生も物を購入する際に支払う税金です。私はこれらの税金によって、国の収入がまかなわれていると思いましたが、実は半分以上が国の借金だということが分かりました。平成二十四年度の歳入は四十七%がこの税金ですが、四十九%は国債と言われる「公債金収入」です。これが国の借金です。その額は一人当たり五百五十万円にも上ります、これはとても困ります。

例えば私が中学校に通うため、一年間に九十七万九千円位が税金として使われています。校舎もプール・パソコン・教科書代も税金です。あまり意識はしていませんでしたが、医療費が公費で負担されたりとずいぶん援助されていると思います。しかし借金は困ります、どうしたら良いでしょうか。一番簡単なのは税金の率を上げる事です。このため、消費税が5%から10%に上げられようとしています。これも私が生活していく上で物が買いにくくなり、困ります。私は税率を必要に応じて変えると良いと思います。例えば自動車、これを高価な品物として税率を上げます。すると空気も綺麗になり環境にも良いです。さらに煙草。税金を上げれば、吸わない人が増えガンになる人も減るので医療費も下がるでしょう。その代わり、日用品や食品、教育費などは低い税率のままにする。とても細かい税金の仕組みが必要ですが、お金に余裕のある人は税金をたくさん払ってもらい、普通の生活を送っている人にはその生活を保障すべきだと思います。

母は「今ある収入の中で暮らしていくことが大事」と言っています。そして、それは国にも当てはまる事ではないでしょうか。これ以上国の借金が増え、私達が将来抱える負債が大きくなるとしたらとても大変です。

私は大人になったら、キチンと税金を払えるように働きたいと思います。その税金は借金を払うことではなく、私達の生活を豊かにするために使ってほしいと思います。





～豊島税務署長賞～

## 日本と税金と私たち

西巣鴨中学校 3年 山内 未来

朝起きて、昼は活動し、夜は寝る。私たちは普段当たり前の様にほぼパターン化した生活をしています。そしてその裏では私たちが安心して、安全に暮らせるように「税金」が支えてくれています。

しかし近年は、この「税金」が私たちの生活と密着しすぎていて、税金の使い道やありがたさを感じにくくなっているのではないのでしょうか。

現在の消費税率は五％ですが、日本政府は既に段階的に十％まで、消費税率を上げることと決定しています。このことに対して一部の国民は、「増税反対」としきりに抗議しています。しかし私は、増税しなければ少子高齢化社会の日本ではますます国債が増え、「国」としての機能ができなくなってしまうと思うので増税反対ではありません。

もし、税金が無かったらを考えてみました。すると私たち中学生で考えた場合、通学路を歩く時、学校の机や椅子、授業料、教科書代など今当たり前のように税金で賄われているものを全てを自分たちで負担することになります。そんなことになれば、家から一歩も外に出られなくなってしまうと思いませんか。そんな大きな役割を「税金」がしてくれているのです。

また税金は地震などの天災で被害にあった時も復興支援にもなります。例えば私の通っている学校では生徒会の活動として七月から、「緑のバトン運動」を始めました。緑のバトン運動とは東日本大震災で岩手、宮城、福島が土が塩害にあったため、一、二年各地で木を育て、育ったら三県に植樹していくというものです。これは、公益財団法人森林文化協会、公益社団法人国土緑化推進機構（以下、後援社）などが後援となったプロジェクトです。このプロジェクトも、後援社がないとそもそも話すらあがらなかったでしょう。仮に、このプロジェクトを社会と考えたら、後援社が税金となり、困っている自治体を助ける。また、人と人との強いつながりをうむ。

税金は様々な活動を行い、人々を助け、それらのつながりを結ぶ。今の私たちにとっては当たり前となっていますが、これは生きていく上でとても大切なことだと私は思います。

学校に行くのが当たり前、教科書をもらうのが当たり前、学校の机や椅子を使うのが当たり前

前・・・あたり前になるということは、それだけ国が安定しているということで私たちにと っ て安心です。しかし何でも「当たり前」になりすぎてそれにおぼれてしまうと、不満がうまれてしまうこともあります。だから私たち一人ひとりが税金について深く考えることで、今までは考えてもいなかった、「当たり前」に気づき税金で私たちの生活が支えられていることが、わかるのではないのでしょうか。





## ～豊島都税事務所長賞～

### 「納税、それはチームメンバーの証」

千川中学校 3年 塚原達哉

2010年サッカーW杯南アフリカ大会では、深夜にも関わらず、日本中の人々が応援した。僕もその内の一人だ。あのとき感じたことは、サッカーを通して日本が一つになり、また一つのチームとして戦ったということだった。

「一つにチームになる」という点では、税金も同様ではないかと思う。税金は全国から集められた財源であり、その財源によって今日の人々の生活があるといっても過言ではないと思う。つまり、税金は私達がより良い生活を送るために皆で作りに上げていったものだといえる。

しかし、調べてみると昔はそうではなかった。古代インドでは、農民に対し、収穫高の四分の一程度を租税として割り当て、また強制労働も行われていた。万里の長城など歴史的な建造物の多くは、そのような労働力の徴発より作られたと考えられている。確かに国家のために皆で力を合わせた結果と言えるが、そこには農民の重い負担があり、税金は上の者から押し付けられるようなものとして理解されていたはずだ。

だが、現在日本国憲法第三十条には「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。」とある。これは税が昔のように押し付けられ、限られた人のために使われるのではなく、皆が国のために納め、平等に使われるべきという考えに基づいているからだと思う。すなわち、現代の納税という行為は、社会の一員であるという証拠の一つなのだとすることを、僕は初めて調べを通して理解した。

僕は正直、調べる前まで税金が嫌いであった。中学生にとって、納める税は消費税程度だが、定価百円の本を五冊買うのに五百円玉一枚で払え切れないのは、耳が痛い話だった。

また、存在に疑問を感じる税もあった。酒税やたばこ税は物につく税であるため理解できるが、入湯税やゴルフ場利用税といったものは、全て行動に対する税だ。僕は、なぜそのような人の行動にまで税をかけるのかと、強く感じていた。

だが、本一冊にかかる五円も、そんな僕にとっての謎の税金も皆、それらがあってこそその快適な生活である。見渡せば、そこら中にある道路や信号も、いつも街の安全維持に務めている警察官や消防隊も、全て税によって支えられている。そして、それらの存在は決して当たり前ではないということもわかった。

来年にはまた、ブラジルでW杯が開催される。サッカーでいえば、僕達はベンチメンバーかもしれない。つまり、まだ税金を払う立場ではなく、使う立場である。だが、チームの一員であることに変わりはない。今、ピッチ上で戦っているのは大人達かもしれないが、いつかは僕達が担うことになる。

だから、僕達は勉学に励むことが必要である。毎日トレーニングを積むことが必要である。そしてそれが、僕達にできる社会に貢献することだと思う。税の存在に感謝しながら。



～豊島区長賞～

## 税について

千登世橋中学校 3年 藤本 紗恵子

私が今、税について調べてみて、社会保障というものに一番関心を持ちました。社会保障というのは、国民が安心して生活できる様、医療、保険、年金、生活保護などで国が保障する制度です。今、この社会保障制度というものが日本で問題になっています。

今の日本は少子高齢化が進み、社会保障の費用がますます増え、負担する側の働き手が減少しています。将来的には、二〇五〇年になると一・二人が一人の高齢者を支えていかなければなりません。負担する働く世代といっても、その中には主婦など全員が全員働いている訳ではないので、将来、高齢者一人を一・二人で支えるのは無理だと感じ、また将来への不安を覚えました。

そもそも、この社会保障制度は国民の税収が元になっています。税金にも色々な種類がありますが、税収のトップ3は、収入を得た人が払う所得税、誰もが一度は必ず払ったことのある消費税、会社が支払う法人税となっています。これから消費税の税率が上がり、税収は少し増加する見込みですが、それだけではこの問題は解決できないではないかと思います。

この問題の原因の一つには、少子高齢化が密接に関わっていると私は考えます。医療の進歩などにより、人々の寿命が延びたことは良いことですが、少子化は、女性の社会進出による晩婚・未婚化や、結婚しても子育てにかかる費用などの経済的理由などから、子供を産む家庭が減少し、子供の数が減っているという今、日本が抱える大きな問題です。少子化が進み人口が減ると、国の財政が更に悪化し、経済面では、物が売れなくなり、良いことは一つもありません。また、先程前述したように、社会保障にも大きな影響を及ぼします。

だから私は、社会保障問題を解決していく上で少子化をくい止めるべきだと思います。具体的には、女性が仕事を持ちながらも、子供を産みやすい環境を整えたり、子育てをする世代に子供にかかる費用の一部を国が負担するなど、子供を産んで、育てたいと思える社会を作ることが必要だと思います。そうすれば将来人口も働く世代も増え、それに伴い、税収も増えて、国が豊かになると私は考えます。

けれども、そんなに簡単なことではないかもしれません。今回、この作文を書くにあたり、色々な資料などを見て、一つの問題には他の様々な問題も密接に関わり合っていることに気付きました。だから、私たち中学生がもっと国や今の社会、税についてより深く学び、自ら関心を持ち、意見を出し合うことが重要だと思いました。

将来の日本という国がより良くなるために、今自分たちができることを考え、行動を起こし、最終的には、日本に生まれて良かったと誰もが思える社会を私たちがつくっていきたいです。





～豊島区教育長賞～

## 「税って何だろう」

巣鴨北中学校 3年 長島みなみ

「税金とは何か」と聞かれた時に、私が知っているのは消費税くらいで、はっきり答えることが出来ません。新聞やテレビでは税金を払わないために捕まってしまう人のニュースを見聞きします。税金に対しては、何か怖いような悪いようなイメージすら持てしまいます。人はよくわからないモノに対して、恐怖心を持つのだといいます。よくわかるようになるために、税金のことを調べてみようと思います。

そもそも税金は必ず納めなければいけないのでしょうか？答えはイエスです。国民の義務の一つとして憲法に定められています。

では何のために？私たちが健康で豊かな暮らしが出来るように、国や都道府県、市町村はいろいろな公共サービスを行っています。例えば、私たちが毎日利用している道路や橋などを整備すること、命や財産を守ること、生活に困っている人を保護することなどです。他にも、学校や公共施設の維持・管理、上下水道の整備、ゴミの収集・処理、警察や消防の活動など身近なものから、土地を開発したり、産業を活性化させたり、諸外国との交渉事など広い範囲にわたっています。調べていくうちに、税金とは私たちの生活を維持してだけでなく、発展させていくために必要なものだと感じました。

ある本で税金とは社会で生活していくための「会費」のようなものであるという表現と出会い、なるほどなと思いました。一定のサービスを受けるためには負担しなければならないものなのです。

最近、図書館や、学校給食などで民間企業が業務委託されサービスを行っていますが、もし公共サービスの全てをある特定の企業に頼ってしまうと、そのサービスが景気に左右されてしまい安心して暮らせないのではないかと思います。ですから今の仕組みを維持していくことが大切だと思います。

高校受験を控えている私に、母は「都立高に行ってくれと助かる。」と言います。授業料が税金によってまかなわれ無償化されているからです。まずは一生懸命勉強をして高校に合格し、税金に対しても理解を深めていきたいと思います。

人は一人では生きていけないから、助け合う。そんな気持ちを大切にしていきたいです。





駒込中学校 1年 南 桜

「税金」と聞かれてあなたは何を思い浮かべますか。まずは私たち中学生でも直接支払う「消費税」でしょうか。「消費税」は、平成元年に初めて施行され、当時は3%でした。平成九年に5%になり、現在に至っております。今まさに、平成二十六年から8%に、平成二十七年から10%に引き上げられるか検討されています。

百円の物を買うと十円。一万円の物を買うと千円。「えーっ！」と叫びたくなりますが、税金でみんなが払わなかったらどうなるか想像した事がありますか？

私たち公立の中学校では、生徒一人当たり年間経費約百万円の税金がかかっています。それが全額自費となったら・・・。

学校だけではありません。公立の図書館、美術館、水族館、博物館、プール等も補助があるおかげで無料で利用出来たり、安い入場料で鑑賞する事が出来るのです。

大雨で道路が陥没してしまったら誰が修めるのでしょうか。警察だって、消防だって、自衛隊だって税金がなくなれば消滅してしまうのです。誰が治安を守ってくれるのでしょうか。誰が災害時助けてくれるのでしょうか。私たちは税金に支えられて生活しているのです。

しかし、国民が納める税金は、必要な予算の半分しかありません。残りの半分は借金でまかなわれているのです。これから益々進んでいくと思われる少子高齢化。

社会福祉にかかる費用はどんどん増え、支える世代の人口は減り、国を維持していくのも難しくなります。

そのために消費税増税も仕方ないのかもしれませんが。

でも、よくテレビ等で税の無駄遣いも耳にします。

私たち中学生にでも分かるようなあり得ない無駄遣いにびっくりされます。大人たちはこの厳しい現状を本気で考えているのでしょうか。そのツケは確実に私達にまわってきます。私達はしっかり見張っていかなければなりません。

私達はまだ働く立場ではなく、支えられてばかりの立場です。これからしっかり勉強して、社会人になり、きちんと納税して、将来の自分達、また子ども達へ、明るい未来を提供していく事が義務です。





～豊島間税会長賞～

## 「税金の大切さ」

巣鴨北中学校 3年 久野愛莉

私は、普段の何気ない生活の中で、税というものに関心を持ったり、考えたりしたことがありませんでした。私のように税金に関心のない人、知識のない人はたくさんいると思います。今回、この作文を書くために税金について調べてみると、私達の生活が税金に支えられていることがよくわかりました。

「税」といっても、いろいろな種類があります。その中でも、一番税金として意識しやすいものが消費税です。

私はよく百円ショップで買い物をします。先日、おこづかいで文具を五点買いました。私のおこづかいは、三千円です。頭の中で、百円×五個だから五百円と計算しましたが、実際に支払ったのは五百二十五円でした。手元に残ったお金が、二千四百七十五円。百円ショップに行くたびに、なんとなく損をした気分になります。「消費税って何?」「税金はいったい何に役立っているわけ?」と疑問に思いました。

消費税とは、どんな税でしょう。

私達が、買い物をしたり、レストランで食事をしたりして、その代金を支払うことによって消費税を負担しています。

消費税は、福祉目的に使うと限定されています。国税収入の約二割を支めていて、その用途は福祉目的に限定され、一分の地方消費税と地方交付税五%の消費税のうち、約四割が使われます。残りの約六割は、基礎年金・老人医療・介護などの福祉関係に使われています。

では、他の税金は何に使われているのでしょうか。

税金は、国や都道府県、市区町村で、私達が健康で文化的な生活を送るために様々なところで使われています。私達が利用している道路や公園、図書館や体育施設などの公共施設や公共サービスも税金でまかなわれています。また、保健料も国が七割負担しています。

そして、最も大切な学校での教育にもたくさんの税金が使われています。私達が毎日、使っている教科書の裏表紙の上のところに小さな字で

「この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待を込め、国民の税金によって無償で支給されています。大切に使いましょう。」

と書かれています。私は今、この言葉の重みを感じています。大人達に税金を納める義務があるように、子供達もこの期待に応えなければいけないと思います。

このように、私達は税金を納め、その納めた税金で生活が成り立っています。当たり前だと思っていたことが、実は当たり前ではないことに気付きました。これからも税に対する理解を深め、大人になり、納税者になったときには、税金を納めて社会に貢献したいと思います。



# 確定申告のお知らせ

申告・納税は、ネットから快適に！  
詳しくは **確定申告** で検索



## 各税目の申告期限と納付期限等

申告期限間近になりますと、税務署は大変混雑しますので、早めに提出をお願いします。

なお、還付を受けるための申告書は、1月から提出ができますので、説明会等や国税庁ホームページなどを利用して、早期申告に御協力ください。

| 税 目                                             | 申告・納付期限              | 口座振替日<br>(※事前の手続きが必要です) |
|-------------------------------------------------|----------------------|-------------------------|
| 申告 所 得 税                                        | 平成 26 年 3 月 17 日 (月) | 平成 26 年 4 月 22 日 (火)    |
| 個人 事業 者の 消 費 税<br>及 び 地 方 消 費 税<br>(以下、個人消費税込等) | 平成 26 年 3 月 31 日 (月) | 平成 26 年 4 月 24 日 (木)    |
| 贈 与 税                                           | 平成 26 年 3 月 17 日 (月) |                         |

## 説明会・相談会の御案内

| 名 称                                                    | 開 催 日                                       | 会 場        | 所 在 地       | 時 間                                                                                 |
|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------|------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 年金受給者<br>及び<br>給与所得者<br>のための<br>還付申告書<br>作成説明会<br>(※1) | 2月4日(火)                                     | 千早地域文化創造館  | 千 早 2-35-12 | 《午前の部》<br>9時30分～正午<br>(受付は11時30分まで)                                                 |
|                                                        | 2月5日(水)                                     | 南大塚地域文化創造館 | 南大塚2-36-1   | 《午後の部》<br>13時00分～16時00分<br>(受付は15時30分まで)                                            |
| 税理士による<br>小規模納税者<br>などのための<br>無料申告相談<br>会(※2)          | 2月17日(月)<br>～<br>3月17日(月)<br>(土・日曜日を<br>除く) | 生活産業プラザ    | 東池袋 1-20-15 | 《午前の部》<br>9時30分～正午<br>(受付は11時30分まで)<br><br>《午後の部》<br>13時00分～16時00分<br>(受付は15時30分まで) |

(※1) 年金・給与以外の収入がある方は御遠慮ください。

(※2) 小規模納税者の方の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者の方の所得税の申告(土地、建物及び株式などの譲渡所得のある場合を除く。)を対象としております。

- ◇ 所得金額又は収入金額が高額な方、また相談内容が複雑な方は御遠慮ください。
- ◇ 会場の混雑等により早めに受付を締め切る場合がありますので、御了承ください。
- ◇ 御来場の際には、確定申告書類等のほか源泉徴収票などの添付書類、印鑑、筆記具等を御持参ください。

## 所得税・個人消費税等・贈与税の確定申告書作成会場

豊島税務署では、所得税・個人消費税等・贈与税の確定申告書作成会場を次のとおり設置いたします。

期 間：平成26年2月3日（月）から平成26年3月17日（月）まで  
（※ 土、日及び祝日を除きますが、2月23日（日）及び3月2日（日）は開場します。）

時 間：受付 午前8時30分から（提出は午後5時まで）  
相談 午前9時15分から午後5時まで

会 場：豊島税務署 地下1階



～混雑予想メモ～  
・毎週月曜日  
・午後4時以降  
・申告期限間際

◇上記期間以外は申告書作成会場がありませんので、お待ちいただく場合があることを御了承ください。

◇会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべくお早めにお越しください。

◇当署の駐車場は、確定申告期間中は使用できませんのでご了承ください。

## 年金所得者の確定申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がありません。

◇ 所得税の確定申告が必要ない場合であっても、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

◇ 所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは、豊島区役所税務課（03-3981-1111）にお尋ねください。

## 納税は便利な振替納税で

申告所得税、個人消費税等については、金融機関の預貯金口座から振替によって納税する便利な制度（振替納税）がありますので、是非御利用ください。

※ 新たに振替納税の利用を希望される方及び申告書提出先の税務署に変更があった方は、各税目の申告期限までに手続きが必要となります。詳しくは、国税庁ホームページ ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)) をご覧いただくか、豊島税務署管理運営部門にお問合せください。

## 印紙税実務講座のご案内

日常生活や経済取引に係る印紙税について、わかりやすく解説致します。

印紙税は契約書の内容や契約金額、受取金額などにより税額が定められており複雑です。

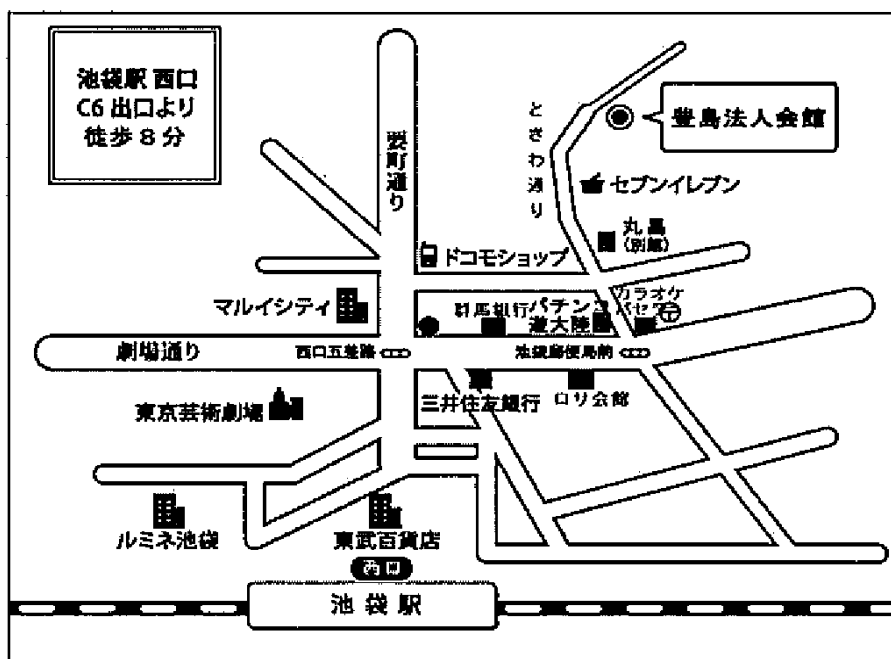
印紙税を正しく理解していただくためにも、是非ご参加下さいますようご案内申し上げます。

### <講座の概要>

|       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 講 師   | 豊島税務署<br>法人課税第2部門 渡邊 健一 上席国税調査官 |
| 内 容   | 印紙税の実務について                      |
| 開 催 日 | 平成26年2月20日(木)                   |
| 時 間   | 午後2:00~4:00(受付開始 午後1:30~)       |
| 場 所   | 豊島法人会館 3階会議室(豊島区池袋2-32-4)       |
| 定 員   | 40名(定員オーバーにより受講できない場合はご連絡致します。) |
| 受 講 料 | 無 料                             |
| 持 ち 物 | 筆記用具・電卓                         |



※お申し込み後、当日会場までお越しください。(受講証等は発送致しません)



## 間税会とは

間税会は、間接税についての唯一の税務関係民間団体で、次のような理念や目的を持って活動している会です。

- ① 間税会は、消費税を中心とした間接税の納税者で組織する団体です。  
(注)間接税とは、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油石炭税、石油ガス税のように、納税者と担税者が異なる税で、この税金分は通常、取引価格に上乗せされて取引先に転嫁されていきます。  
なお、印紙税も、一般に間接税等として、広い意味の間接税に含まれます。
- ② 間税会は、間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力しています。
- ③ 間税会は、会員企業の健全な発展に寄与するために、いろいろの情報を提供したり、会員間の交流を図っています。
- ④ 間税会は、会員以外の方にも消費税などについて参考となる情報を提供しています。
- ⑤ 間税会は、次のことを目的として活動しています。
  - イ 会員企業の発展
  - ロ 税務知識の習得と普及
  - ハ 税務行政への協力
- ⑥ 間税会は、次のような役割と使命を担っています。
  - イ 会員企業の立場で、税制及び税務執行の改善のための提言と国税当局とのパイプ役となります。
  - ロ 会員企業にとって必要な税務や経営のための情報を提供します。
  - ハ 会員相互の連帯と強調を図り、企業の発展と会員の福利厚生に寄与します。
  - ニ 会員以外の方に対しても消費税についての啓蒙・広報を行います。
- ⑦ 間税会は、「消費税 括かすみんなの 間税会」をキャッチフレーズとしています。

## 間税会加入のお勧め

### \* 間税会の会費はいくらですか？

- ・個人、法人と格差はありますが最低5,000円からです。
- 皆様のご参加をお待ちしております。ぜひ入会ください。  
お問い合わせは下記までに

事務局：豊島区東池袋 1-4 7-1 2 シウトウビル 7F

株式会社 アマランス 藤川

TEL 3988-7671 FAX 3988-7668

# 謹 賀 新 年

本年もよろしく願い申し上げます

## 豊島間税会

|         |         |                  |
|---------|---------|------------------|
| 会 長     | 根 本 弘 三 | (有)ネモト時計店)       |
| 副 会 長   | 石 井 陽 一 | ((資)三豊酒店)        |
| 〃       | 増 子 信 介 | (有)ミネルヴァ)        |
| 〃       | 國 松 省 三 | (株)ピーデーエスコンピュータ) |
| 〃       | 稲 川 一   | (株)文宣)           |
| 〃       | 水 上 春 樹 | (二和電気株)          |
| 〃(女性部長) | 野 村 要 子 | (有)野村商事)         |
| 〃(事務局長) | 藤 川 盛 弘 | (株)アマランス)        |
| 監 事     | 丸 山 雄 一 | (池袋木工株)          |
| 〃       | 加 藤 壽 男 | (株)紅緒)           |
| 〃       | 南 口 清 子 | (ナンコー電機株)        |



### 編集後記

25年度「税を考える週間」行事の一環として全間連で募集した「税の標語の優秀作品」は、7ページに掲載いたしました。この募集は会員のみならず、どなたでも出来ますので、家族、知人の方々よりの作品の応募を期待しています。インターネットホームページは<http://www.kanzeikai.jp>です。ここには、「税の標語募集」のほか、「消費税など税に関する情報」、「消費税に関するご意見募集」、「税金クイズ」等が掲載されています。ぜひアクセスしてご覧になってください。また、ご意見等ございましたら投稿をお願いします。

明けましておめでとうございます

## 豊島酒販連合会

東京小売酒販組合会  
豊島酒販連合会

理事 会長  
副会 長  
会 計  
事務局長

藤松戸小土吉山

田田澤林尾村口

利 久  
浩 利  
為 悦  
常 夫  
英 彰  
浩 一  
誠 郎

酒類のお買い求めは地元の酒販売店で！

新年明けましておめでとうございます

## 豊島優申会

|     |         |               |
|-----|---------|---------------|
| 会 長 | 水 上 春 樹 | 二和電気(株)       |
| 副会長 | 佐 藤 茂 義 | (株)小林スプリング製作所 |
| 〃   | 牧 野 雅 之 | マキノ製缶(株)      |
| 〃   | 太 田 博 之 | 協同商事(株)       |
| 会 計 | 菅 耕 治   | (株)エフ・エム      |
| 幹 事 | 歌 芳 明   | (株)歌工務店       |
| 〃   | 高 村 光 朗 | 高村紙業(株)       |
| 〃   | 齋 木 晋 一 | (株)新光商事       |
| 〃   | 浦 野 静 夫 | 浦野工業(株)       |
| 〃   | 山 口 隆 司 | (株)山口工業       |
| 監 事 | 加 藤 壽 男 | (株)紅緒         |
| 〃   | 井 上 裕   | (株)渡辺建築事務所    |
| 顧 問 | 伊 東 佑 浩 | 昭英化学(株)       |

 宝石・眼鏡・時計 品質を大切にする……

(有) **ネモト** 時計店

代表者 根本 弘三

豊島区駒込 6-30-13  
Tel Fax : 03-3910-2905



トータルソフトウェアメーカー  
<http://www.pdsc.co.jp>

代表取締役  
**國松 省三**  
Kunimatsu Shozo

株式会社 ビーデーエスコンピュータ

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 1-44-1 黒澤ビル 5F  
TEL : 03-3981-5331 FAX : 03-3961-5330

酒 ワイン&リカーショップ  
**株式会社 川口屋**

豊島区駒込 7-16-4  
TEL 3918-2702  
FAX 3918-2828



技術を誇る。精密パネ



0001 : JP09/091024  
14001 : JP09/070739



Certificate No.110708067/7225  
中国工場: JSC0001/14001

**株式会社 小林スプリング製作所**

精密コイルスプリング・薄板パネ・マルデフォーミング・各種直線加工  
レーザー加工・ワイヤーカット加工・板金加工・スポット溶接  
精密プレス金型製作

東京都豊島区南長崎 6-9-6 TEL 03-3953-2181  
〒171-0052 FAX 03-3952-9958  
URL : <http://www.kobayashi-sp.co.jp/>



株式会社 セイコーアドバンス  
**Seiko advance Ltd.**

代表取締役社長 平 栗 哲 夫

〒171-0022 東京都豊島区南池袋 2-27-5  
TEL (03) 3987-5111 (代) fax (03) 3987-5149  
URL <http://www.seikoadvance.co.jp/>

理美容器具・化粧品卸

\*\*\*\*\*

(有) **野村商事**

豊島区上池袋 1-23-3-101  
TEL 03-3918-1048  
FAX 03-3910-1537

**泰平飯店**

宴会は60名様まで、是非ご相談ください

**☎03-3910-7144**

〒170-0002 豊島区巣鴨 2-1-2

**太平商事株式会社**

この街の素敵な暮らしのパートナー



皆様のお役にたつ

**東京信用金庫**

|       |               |                |
|-------|---------------|----------------|
| 本店営業部 | 豊島区東池袋 1-12-5 | (3984) 9111(代) |
| 要 町支店 | 〃 要 町 1-1-1   | (3957) 3161(代) |
| 椎名町支店 | 〃 南長崎 3-2-14  | (3953) 4611(代) |
| 東長崎支店 | 〃 南長崎 5-28-4  | (3952) 3151(代) |

@tax  
Consultant

税理士

山本高志

山本高志税理士事務所

新宿区西新宿 7-19-6-303 東洋ビル

TEL 03-5989-1846 FAX 03-5989-1847

## 税理士四国会

会長 内山 良子

副会長 西村 新

田川 修二

事務局 田中 豊

## Amaranth

システム開発・構築保守・HP作成維持

株式会社アマランス

代表取締役 藤川 盛弘

豊島区東池袋 1-47-12 シウトウビル

TEL : 03-3988-7671 FAX : 03-3988-7668

URL : <http://www.amaranth.co.jp>

池袋を拠点に60余年、交通広告・屋外広告の

Advertising Agency  
**BUNSEN**  
SINCE 1947

株式会社 文宣 <http://www.bunsen-inc.co.jp>

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-25-8 タカセビル6F TEL 03-3988-2041(代)



豊島区南池袋 2-43-16

TEL 03-3981-7161(代)

URL <http://www.shoei-chem.co.jp/>



TKCコンピュータ会計

認定経営革新等支援機関

TKC全国会 創業・経営革新アドバイザー

中根税務会計事務所

有限会社 ティー・エヌ・コンサルティング

TKC全国会

e-TAX

電子申告推進事務所

税理士 中根 武  
代表取締役

事務所 〒170-0003

東京都豊島区駒込1丁目12番16号 レジデンス六義園1階

TEL (03)3945-8594 FAX (03)3945-8541

TEL (03)3945-8597 携帯 090-2317-4116

I P 050-3567-2217

E-mail : [tnc@tkcnf.or.jp](mailto:tnc@tkcnf.or.jp)

URL : <http://www.nakanekaikei.co.jp>

ビル総合管理

生保・損保総合代理店

一級建築士事務所

不動産の売買・仲介・賃貸・管理

事務用機器・贈答品・文房具・たばこ等販売

東信企業株式会社

〒171-0022 東京都豊島区南池袋 3-13-9-101

ビスハイム池袋1階

TEL 03(3987)4385 FAX 03(3983)3326

システム開発・運用保守



株式会社 エフ・エム

代表取締役会長

菅 耕 治

Koji Suga

本社 東京都豊島区東池袋3-23-5 Daiwa 東池袋ビル6F

〒170-0013 TEL:03-3985-7221(代) FAX:03-3985-0052

URL:<http://www.fmget.co.jp/>

(一般労働派遣事業許可番号 般 13-301490)

ISO9001認証取得



|     |                    |
|-----|--------------------|
| 発 行 | 平成 2 6 年    1 月    |
| 発行者 | 豊 島 間 税 会          |
| 会 長 | 根    本    弘    三   |
| 事務局 | 豊島区東池袋 1-47-12     |
|     | シウトウビル             |
|     | 株式会社アマランス          |
|     | TEL : 03-3988-7671 |



間税会は、改正消費税の周知活動に取り組んでいます。